

参 考 資 料

(議案第 3 0 号 ~ 第 4 5 号)

合併協定項目の審議状況等

太字：今回審議する協定項目

基本 類型	No	項 目	提 案	審 議 状 況 等	備 考
基本項目	1	合併の方式	第 1 回協議会	承認済	
	2	合併の期日	第 1 回協議会	承認済（目標時期）	第 4 回協議会提案予定 （具体的期日）
	3	新市の名称	第 1 回協議会	承認済	
	4	新市の事務所の位置	第 1 回協議会	承認済	
合併新法に基づく 協議事項	5	太字 議会の議員の定数及び任期の取扱い	第 3 回協議会		
	6	太字 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第 3 回協議会		
	7	太字 地方税の取扱い	第 3 回協議会		
	8	一般職の身分の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
その他協議事項	9	地域自治制度の取扱い	第 1 回協議会	承認済（基本方針）	第 4 回協議会提案予定 （成案）
			第 3 回協議会	素案を報告	
	10	財産の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	11	特別職の身分の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	12	条例，規則等の取扱い	第 2 回協議会	承認済	

基本 類型	No	項 目	提 案	審 議 状 況	備 考
その他協議事項	1 3	事務組織及び機構の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	1 4	一部事務組合の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	1 5	使用料，手数料等の取扱い			第 4 回協議会提案予定
	1 6	公共的団体等の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	1 7	補助金・交付金等の取扱い			第 4 回協議会提案予定
	1 8	町名・字名の取扱い	第 3 回協議会		
	1 9	慣行の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	2 0	各種事務事業の取扱い			
	(1)	交通関係事業の取扱い	第 3 回協議会		
	(2)	消防団関係事業の取扱い	第 3 回協議会		
	(3)	国民健康保険関係事業の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	(4)	コミュニティ関係事業の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	(5)	環境・清掃関係事業の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	(6)	介護保険関係事業の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	(7)	保健衛生関係事業の取扱い	第 2 回協議会	承認済	

基本 類型	No	項 目	提 案	審 議 状 況	備 考
その他協議事項		(8) 社会福祉・援護関係事業の取扱い	第3回協議会		
		(9) 高齢者福祉関係事業の取扱い	第3回協議会		
		(10) 障害者福祉関係事業の取扱い	第3回協議会		
		(11) 児童福祉関係事業の取扱い	第3回協議会		
		(12) 商業・観光・工業関係事業の取扱い	第3回協議会		
		(13) 農林水産関係事業の取扱い	第3回協議会		
		(14) 建設関係事業の取扱い	第3回協議会		
		(15) 都市計画関係事業の取扱い	第3回協議会		
		(16) 水道関係事業の取扱い	第3回協議会		
		(17) 下水道関係事業の取扱い	第3回協議会		
		(18) 学校教育関係事業の取扱い	第2回協議会	承認済	
		(19) 社会教育関係事業の取扱い	第2回協議会	承認済	
基本計画	2 1	合併市町村基本計画	第1回協議会	承認済（作成方針）	第4回協議会提案予定 （成案）
			第2回協議会	承認済（素案）	

1	合併協定項目の審議状況	P	1 ~ 3
2	今回審議する協定項目		
ア	議会の議員の定数及び任期の取扱い	P	4 ~ 6
イ	地方税の取扱い	P	7 ~ 15
ウ	町名・字名の取扱い	P	16 ~ 20
エ	交通関係事業の取扱い	P	21 ~ 23
オ	消防団関係事業の取扱い	P	24 ~ 26
カ	社会福祉・援護関係事業の取扱い	P	27 ~ 31
キ	高齢者福祉関係事業の取扱い	P	32 ~ 37
ク	障害者福祉関係事業の取扱い	P	38 ~ 42
ケ	児童福祉関係事業の取扱い	P	43 ~ 45
コ	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	P	46 ~ 50
サ	商業・観光・工業関係事業の取扱い	P	51 ~ 55
シ	農林水産関係事業の取扱い	P	56 ~ 60
ス	建設関係事業の取扱い	P	61 ~ 63
セ	都市計画関係事業の取扱い	P	64 ~ 66
ソ	水道関係事業の取扱い	P	67 ~ 70
タ	下水道関係事業の取扱い	P	71 ~ 73

ア 議会の議員の定数及び任期の取扱い

協定項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い			所管専門部会名	議会部会
調整の方向性	1 上河内町及び河内町の議会議員は、合併の日の前日をもって失職する。 2 合併後、最初に行われる一般選挙から、宇都宮市議会議員の定数を50人とする。 3 合併後、最初に行われる一般選挙に限り、合併前の宇都宮市、上河内町及び河内町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、これらの選挙区の議会の議員の定数を合併前の宇都宮市の区域を区域とする選挙区45人、合併前の上河内町の区域を区域とする選挙区1人、合併前の河内町の区域を区域とする選挙区4人とする。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
区 分	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
人口（H17 国勢調査速報値）	457,557人	9,545人	35,177人	【計】502,279人	
地方自治法上の議員定数上限	46人	18人	26人		
条例上の議員定数	45人	16人	20人		
法に対する減数	1人	2人	6人		
議員1人当たりの住民数	10,167.9人	596.6人	1,758.9人		
任期（合併前）	H15.5.1～ H19.4.30	H15.4.30～ H19.4.29	H15.9.20～ H19.9.19		
合併後、最初に行われる一般選挙の選挙区数	1選挙区	1選挙区	1選挙区	【計】3選挙区	
合併後、最初に行われる一般選挙の定数	45人	1人	4人	【計】50人	

ア 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(1) 先進事例

ア 秋田市の例（平成 17 年 1 月 11 日合併 編入 1 市 2 町）

- 1 2 町の議会議員は、合併時に失職する。
- 2 合併後に、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 1 条第 5 項の規定に基づき、秋田市議会議員の定数を定める条例（平成 1 3 年秋田市条例第 3 9 号）を改正し、議会議員の定数を 4 6 人とする。
さらに、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定により合併前の秋田市、2 町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、同令第 9 条第 1 項の規定によりこれらの選挙区の議会議員の定数を合併前の秋田市の区域を区域とする選挙区 4 2 人、合併前の河辺町の区域を区域とする選挙区 2 人、合併前の雄和町の区域を区域とする選挙区 2 人とし、合併前の 2 町の区域を区域とする選挙区において増員選挙を行う。
- 3 上記 2 の増員選挙で選出された議会議員の任期は、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 6 0 条第 2 項の規定により、合併前の秋田市の議会議員の任期である平成 1 9 年 5 月 1 日までとする。

イ 岐阜市の例（平成 18 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 柳津町の議会議員は、合併時に失職する。
- 2 合併後に、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 1 条第 5 項の規定に基づき、岐阜市議会議員定数条例（平成 1 4 年 1 2 月 2 6 日岐阜市条例第 5 5 号）を改正し、議会議員の定数を 4 4 人とする。
さらに、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定により合併前の岐阜市及び柳津町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、同令第 9 条第 1 項の規定によりこれらの選挙区の議会議員の定数を合併前の岐阜市の区域を区域とする選挙区 4 2 人、合併前の柳津町の区域を区域とする選挙区 2 人とし、合併前の柳津町の区域を区域とする選挙区において増員選挙を行う。
- 3 前項の増員選挙で選出された議会議員の任期は、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 6 0 条第 2 項の規定により、合併前の岐阜市の議会議員の任期である平成 1 9 年 5 月 1 日までとする。

(2) 関係法令

- 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

（市町村議会の議員の定数）

第 9 1 条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

- 2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

(1) ~ (8) 略

(9) 人口 3 0 万以上 5 0 万未満の市 4 6 人

(10) 人口 5 0 万以上 9 0 万未満の市 5 6 人

3 ~ 1 0 略

○ 公職選挙法 (昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号)

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第 1 5 条第 6 項 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項 の指定都市 (以下「指定都市」という。) については、区の区域をもって選挙区とする。

○ 公職選挙法施行令 (昭和 2 5 年政令第 8 9 号)

(人口に比例しない議員の定数)

第 9 条 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

イ 地方税の取扱い

協定項目	地方税の取扱い		所管専門部会名	総務部会
調整の方向性	地方税の取扱いについては、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。 ただし、事業所税については、上河内町及び河内町の区域は、平成 19 年度は資産割及び従業者割とも課税免除、平成 20 年度から平成 23 年度までは資産割は 1 / 2 課税、従業者割は全額課税とし、平成 24 年度から全額課税とする。 また、都市計画税については、上河内町の区域は、平成 19 年度から平成 21 年度までは課税免除とし、平成 22 年度から宇都宮市の制度に統一する。			
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応				
宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
1) 個人市町村民税				
平成 18 年度当初予算額 (千円)			宇都宮市の制度に統一する。	
・均等割 623,028	・均等割 12,125	・均等割 47,000		
・所得割 23,626,390	・所得割 261,572	・所得割 1,463,000		
税率				
・均等割 (標準税率) 3,000 円	・均等割 (標準税率) 3,000 円	・均等割 (標準税率) 3,000 円		
・所得割 (標準税率)	・所得割 (標準税率)	・所得割 (標準税率)		
200 万円以下..... 3 %	200 万円以下..... 3 %	200 万円以下..... 3 %		
200 万円超 700 万円以下... 6 %	200 万円超 700 万円以下... 6 %	200 万円超 700 万円以下... 6 %		
700 万円超.....10%	700 万円超.....10%	700 万円超.....10%		
非課税基準				
・均等割	・均等割	・均等割		
控除対象配偶者及び扶養親族の数 に 1 を加えた数 × 320,000 円 + 190,000 円	控除対象配偶者及び扶養親族の数 に 1 を加えた数 × 280,000 円 + 170,000 円	控除対象配偶者及び扶養親族の数 に 1 を加えた数 × 280,000 円 + 170,000 円		

宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
・所得割 控除対象配偶者及び扶養親族の数 に 1 を加えた数 × 350,000 円 + 320,000 円 （加算額は，所得割，均等割とも 控除対象配偶者又は扶養親族を有 する場合のみ加算） 納期 ・第 1 期 6 月 1 日～30 日 ・第 2 期 8 月 1 日～31 日 ・第 3 期 10 月 1 日～31 日 ・第 4 期 翌年 1 月 1 日～31 日	・所得割 控除対象配偶者及び扶養親族の数 に 1 を加えた数 × 350,000 円 + 320,000 円 （加算額は，所得割，均等割とも 控除対象配偶者又は扶養親族を有 する場合のみ加算） ・第 1 期 6 月 1 日～30 日 ・第 2 期 8 月 1 日～31 日 ・第 3 期 10 月 1 日～31 日 ・第 4 期 翌年 1 月 1 日～31 日	・所得割 控除対象配偶者及び扶養親族の数 に 1 を加えた数 × 350,000 円 + 320,000 円 （加算額は，所得割，均等割とも 控除対象配偶者又は扶養親族を有 する場合のみ加算） ・第 1 期 6 月 1 日～30 日 ・第 2 期 8 月 1 日～31 日 ・第 3 期 10 月 1 日～31 日 ・第 4 期 翌年 1 月 1 日～31 日	
2) 法人市民税			
平成 18 年度当初予算額（千円） ・均等割 2,104,704 ・法人税割 10,659,465	・均等割 23,900 ・法人税割 64,860	・均等割 57,000 ・法人税割 147,000	宇都宮市の制度に統一する。

宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
税率 ・均等割（制限税率） 6 万円～360 万円 ・法人税割（制限税率） 14.7%	・均等割（制限税率） 6 万円～360 万円 ・法人税割（制限税率） 14.7%	・均等割（制限税率） 6 万円～360 万円 ・法人税割（制限税率） 14.7%	
3）固定資産税			
平成 18 年度当初予算額（千円） ・土地 12,590,698 ・家屋 13,278,929 ・償却資産 6,271,017 税率 1.4%（標準税率） 納期 ・第 1 期 4 月 1 日～30 日 ・第 2 期 7 月 1 日～31 日 ・第 3 期 12 月 1 日～28 日 ・第 4 期 翌年 2 月 1 日～末日	・土地 204,977 ・家屋 245,332 ・償却資産 190,244 1.4%（標準税率） ・第 1 期 4 月 1 日～30 日 ・第 2 期 7 月 1 日～31 日 ・第 3 期 12 月 1 日～25 日 ・第 4 期 翌年 2 月 1 日～末日	・土地 650,000 ・家屋 739,000 ・償却資産 388,000 1.4%（標準税率） ・第 1 期 4 月 1 日～30 日 ・第 2 期 7 月 1 日～31 日 ・第 3 期 12 月 1 日～25 日 ・第 4 期 翌年 2 月 1 日～末日	宇都宮市の制度に統一する。

宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
不均一課税 ・都市再開発法第 138 条第 1 項の適用を受ける耐火建造物（税率 0.7％） ・国際観光ホテル整備法の規定に基づく登録ホテル・登録旅館業の用に供する建物（税率 1.05％） 地方税法を超えた過誤納返還制度 ・有	・無 ・有	・無 ・有	
4）軽自動車税			
平成 18 年度当初予算額（千円） 454,241 税率 ・軽四輪貨物 4,000 円 ・軽四輪乗用 7,200 円 ・原付 50cc 以下 1,000 円 など全て標準税率 納期 5 月 1 日～31 日	17,126 ・軽四輪貨物 4,000 円 ・軽四輪乗用 7,200 円 ・原付 50cc 以下 1,000 円 など全て標準税率 5 月 11 日～31 日	44,000 ・軽四輪貨物 4,000 円 ・軽四輪乗用 7,200 円 ・原付 50cc 以下 1,000 円 など全て標準税率 5 月 11 日～31 日	宇都宮市の制度に統一する。

宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
5) たばこ税			
平成 18 年度当初予算額 (千円) 3,563,008 税率 (H18.7.1 から) ・旧 3 級品以外 1 本につき 3.298 円 (一定税率) ・旧 3 級品【エコー, わかばなど】 1 本につき 1.564 円 (一定税率)	50,000 ・旧 3 級品以外 1 本につき 3.298 円 (一定税率) ・旧 3 級品【エコー, わかばなど】 1 本につき 1.564 円 (一定税率)	180,000 ・旧 3 級品以外 1 本につき 3.298 円 (一定税率) ・旧 3 級品【エコー, わかばなど】 1 本につき 1.564 円 (一定税率)	宇都宮市の制度に統一する。
6) 入湯税			
平成 18 年度当初予算額 (千円) 7,272 税率 ・宿泊客 150 円 (標準税率) ・日帰り客 50 円 (不均一課税) 課税免除 ・年齢 12 歳未満の者 ・市内に居住する 60 歳以上の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・市長が社会福祉の増進等を図るために適当と認める者	11,400 ・1 日 50 円 (不均一課税) (宿泊施設なし) ・小学生以下の者 ・町長が特別な事情があると認める者	・課税無し	宇都宮市の制度に統一する。

宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
7) 事業所税			
平成 18 年度当初予算額 (千円) 2,700,548 税率 (一定税率) ・資産割: 事業所用家屋床面積 (m ²) × 600 円 (1,000 m ² 以下は免税) ・従業者割: 従業者給与総額 × 0.25% (従業員 100 人以下は免税)	・課税無し	・課税無し	宇都宮市の制度に統一する。 ただし, 上河内町及び河内町の区域 については, 平成 19 年度は資産割 及び従業者割とも課税免除, 平成 20 年度から平成 23 年度までは資 産割は 1 / 2 課税, 従業者割は全額 課税とし, 平成 24 年度から全額課 税とする。
8) 都市計画税			
平成 18 年度当初予算額 (千円) ・土地 2,701,653 ・家屋 2,204,223 税率 100 分の 0.25 (制限税率を条例により軽減) 納期 固定資産税の納期と同じ	・課税無し	・土地 139,000 ・家屋 109,000 100 分の 0.30 (制限税率) 固定資産税の納期と同じ	宇都宮市の制度に統一する。 ただし, 上河内町の区域については, 平成 19 年度から平成 21 年度まで は課税免除とし, 平成 22 年度から 宇都宮市の制度に統一する。
9) 鉱産税			
平成 18 年度当初予算額 (千円) - (課税実績なし) 税率 100 分の 1 (標準税率)	36 100 分の 1 (標準税率)	・課税無し	宇都宮市の制度に統一する。

イ 地方税の取扱い

(1) 先進事例

ア さいたま市の例（平成 13 年 5 月 1 日合併 新設 3 市）

- 1 個人市民税については、現行のとおりとする。
ただし、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により個人市民税均等割は、平成 14 年度以降年額 3,000 円となる。
- 2 法人市民税については、現行のとおりとする。
- 3 固定資産税については、現行のとおりとする。
ただし、平成 14 年度以降の納期については、5・7・12・2 月で調整を図る。
- 4 軽自動車税については、現行のとおりとする。
- 5 市たばこ税については、現行のとおりとする。
- 6 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- 7 事業所税については、現行のとおりとする。
ただし、与野市域は地方税法の規定に基づき、合併の日の翌日から 6 月を経過する月以降課税区域となる。
- 8 都市計画税については、現行のとおりとする。
ただし、納期については、固定資産税と同様とする。
- 9 減免については、それぞれの税目について統一的な処理基準を作成する。

イ 新潟市の例（平成 17 年 3 月 21 日合併 編入 3 市 4 町 5 村）

1 個人市町村民税

新潟市の制度に統一する。

ただし、均等割については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 3 年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条第 1 項の規定により、不均一の課税をする。この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く 2 年度は 500 円加算した税額とする。

なお、地方税法の改正により均等割の標準税率が統一され、新潟市と同率になった場合は、不均一課税を実施しない。

2 法人市町村民税

新潟市の制度に統一する。

ただし、法人税割については、新潟市より税率が低い場合は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 3 年度に限り、市町村の合併の

特例に関する法律第 10 条第 1 項の規定により、不均一の課税をする。なお、この場合、合併年度及びこれに続く 3 年度は現行のとおりとする。

3 固定資産税

新潟市の制度に統一する。

4 軽自動車税

新潟市の制度に統一する。

5 市町村たばこ税

新潟市の制度に統一する。

6 鉱産税

新潟市の制度に統一する。

7 特別土地保有税

新潟市の制度に統一する。

8 入湯税

新潟市の制度に統一する。

9 事業所税

新潟市の制度を適用する。

ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 3 年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条第 1 項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度及びこれに続く 2 年度は課税をしないこととし、その翌年度は 2 分の 1 の税率とする。

10 都市計画税

新潟市の制度に統一する。

ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条第 1 項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く 4 年度は段階的に調整した税率とする。

ウ 静岡市の例（平成 15 年 4 月 1 日合併 新設 2 市）

地方税については、現行のとおりとする。ただし、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 310 条第 1 項の規定により、個人市民税均等割の税率は、平成 16 年度以降年額 3,000 円となる。

また、清水市域の事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税免除を適用する。

エ 福山市の例（平成15年2月3日合併 編入 1市1町）

福山市の制度に統一するものとする。

ただし、

- 1 個人市民税については、合併年度とそれに続く3か年度は、不均一課税を実施する。
なお、均等割の税率は、福山市は2,500円/年に、内海町は2,000円/年とする。
- 2 法人市民税については、合併年度とそれに続く3か年度は、不均一課税を実施する。
なお、法人税割の税率は、福山市は14.7%に、内海町は13.5%とする。
ただし、福山市に支店、営業所等がある法人を除く。
- 3 事業所税については、福山市は現行のとおりとし、内海町では合併年度とそれに続く5か年度は、課税を免除する。
- 4 特別土地保有税については、課税対象を内海町では、合併年度とそれに続く3か年度は、現行のとおりとする。

参考・都市計画税については、内海町は市街化区域が定められていないので、課税対象とならない。

（2）関係法令

- 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（地方税）

第223条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

- 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）

（地方税に関する特例）

第16条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2～3 略

ウ 町名・字名の取扱い

協定項目	町名・字名の取扱い		所管専門部会名	総務部会
調整の方向性	町名（住居表示等により字が廃止され，町に画された区域の名称）は原則として現行のとおりとし，字名（前記以外の大字で画された区域の名称）は，従前の名称から「大字」を削除し，末尾に「町」を加え，新たに町を画する。【参考例１】 ただし，上記により同一の町名が生じることとなる場合には，宇都宮市の現行の町名と紛らわしくないようにする。【参考例２】			
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応				
宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
・別紙１のとおり 町名 ４ ３ ７ 大字名 ０	・同左 町名 １ 大字名 １ ３	・同左 町名 ０ 大字名 １ ５	平成１８年４月１日現在	
【参考例１】 上河内町大字芦沼 → 宇都宮市芦沼町 河内町大字相野沢 → 宇都宮市相野沢町 【参考例２】 〔同一町名〕 宇都宮市大塚町 河内町大字大塚 宇都宮市上大塚町				

	宇都宮市			宇都宮市			宇都宮市			宇都宮市			備考
町名	185	宝木町2丁目	たからぎちようにちようめ	237	西川田5丁目	にしかわたごちようめ	289	東宿郷4丁目	ひがししゆくごうよんちようめ	341	滴美穴町	まみななまち	
	186	宝木本町	たからぎほんちよう	238	西川田6丁目	にしかわたろくちようめ	290	東宿郷5丁目	ひがししゆくごうごちようめ	342	操町	みさおちよう	
	187	滝の原1丁目	たきののはらいつちようめ	239	西川田7丁目	にしかわたななちようめ	291	東宿郷6丁目	ひがししゆくごうろくちようめ	343	瑞穂1丁目	みずほいつちようめ	
	188	滝の原2丁目	たきののはらにちようめ	240	西川田東町	にしかわたひがしまち	292	東宝木町	ひがしたからぎちよう	344	瑞穂2丁目	みずほにちようめ	
	189	滝の原3丁目	たきののはらさんちようめ	241	西川田本町1丁目	にしかわたほんちよういつちようめ	293	東戸祭1丁目	ひがしとまつりいつちようめ	345	瑞穂3丁目	みずほさんちようめ	
	190	滝谷町	たきやちよう	242	西川田本町2丁目	にしかわたほんちようにちようめ	294	東塙田1丁目	ひがしはなわだいつちようめ	346	御田長島町	みたながしまちよう	
	191	竹下町	たけしたまち	243	西川田本町3丁目	にしかわたほんちようさんちようめ	295	東塙田2丁目	ひがしはなわだにちようめ	347	緑1丁目	みどりいつちようめ	
	192	竹林町	たけばやしまち	244	西川田本町4丁目	にしかわたほんちようよんちようめ	296	東原町	ひがしはらまち	348	緑2丁目	みどりにちようめ	
	193	田下町	たげまち	245	西川田町	にしかわたまち	297	東町	ひがしまち	349	緑3丁目	みどりさんちようめ	
	194	田野町	たのまち	246	西川田南1丁目	にしかわたみなみいつちようめ	298	東峯町	ひがしみねまち	350	緑4丁目	みどりよんちようめ	
	195	中央1丁目	ちゆうおういつちようめ	247	西川田南2丁目	にしかわたみなみにちようめ	299	東築瀬1丁目	ひがしやなぜいつちようめ	351	緑5丁目	みどりごちようめ	
	196	中央2丁目	ちゆうおうにちようめ	248	錦1丁目	にしきいつちようめ	300	東横田町	ひがしよこたまち	352	みどり野町	みどりのまち	
	197	中央3丁目	ちゆうおうさんちようめ	249	錦2丁目	にきにちようめ	301	日の出1丁目	ひのでいつちようめ	353	南一の沢町	みなみいちのさわまち	
	198	中央5丁目	ちゆうおうごちようめ	250	錦3丁目	にしきさんちようめ	302	日の出2丁目	ひのでにちようめ	354	南大通り1丁目	みなみおおどおりいつちようめ	
	199	中央本町	ちゆうおうほんちよう	251	西大寛1丁目	にしだいかんいつちようめ	303	氷室町	ひむろまち	355	南大通り2丁目	みなみおおどおりにちようめ	
	200	鶴田町	つるたまち	252	西大寛2丁目	にだいかんにちようめ	304	兵庫塚1丁目	ひようごつかいつちようめ	356	南大通り3丁目	みなみおおどおりさんちようめ	
	201	天神1丁目	てんじんいつちようめ	253	西の宮1丁目	にしのみやいつちようめ	305	兵庫塚2丁目	ひようごつかにちようめ	357	南大通り4丁目	みなみおおどおりよんちようめ	
	202	天神2丁目	てんじんにちようめ	254	西の宮2丁目	にしのみやにちようめ	306	兵庫塚3丁目	ひようごつかさんちようめ	358	南高砂町	みなみたかさごちよう	
	203	伝馬町	でんまちよう	255	西原1丁目	にしはらいつちようめ	307	兵庫塚町	ひようごつかまち	359	南町	みなみまち	
	204	道場宿町	どうじようじゆくまち	256	西原2丁目	にしはらにちようめ	308	平出工業団地	ひらいでこうぎようだんち	360	峰1丁目	みねいつちようめ	
	205	東谷町	とうやちよう	257	西原3丁目	にしはらさんちようめ	309	平出町	ひらいでまち	361	峰2丁目	みねにちようめ	
	206	砥上町	とかみちよう	258	西原町	にしはらちよう	310	平塚町	ひらつかまち	362	峰3丁目	みねさんちようめ	
	207	徳次郎町	とくじろうまち	259	新里町	にふさとまち	311	平松町	ひらまつちよう	363	峰4丁目	みねよんちようめ	
	208	戸祭1丁目	とまつりいつちようめ	260	二番町	にばんちよう	312	平松本町	ひらまつほんちよう	364	峯町	みねまち	
	209	戸祭2丁目	とまつりにちようめ	261	野高谷町	のごやまち	313	福岡町	ふくおかまち	365	宮園町	みやそのちよう	
	210	戸祭3丁目	とまつりさんちようめ	262	野沢町	のざわまち	314	富士見が丘1丁目	ふじみがおかいつちようめ	366	宮の内1丁目	みやのうちいつちようめ	
	211	戸祭4丁目	とまつりよんちようめ	263	羽牛田町	はぎゅうだちよう	315	富士見が丘2丁目	ふじみがおかにちようめ	367	宮の内2丁目	みやのうちにちようめ	
	212	戸祭台	とまつりだい	264	八幡台	はちまんだい	316	富士見が丘3丁目	ふじみがおかさんちようめ	368	宮の内3丁目	みやのうちさんちようめ	
	213	戸祭町	とまつりちよう	265	花園町	はなそのちよう	317	富士見が丘4丁目	ふじみがおかよんちようめ	369	宮の内4丁目	みやのうちよんちようめ	
	214	戸祭元町	とまつりもとちよう	266	花房1丁目	はなぶさいつちようめ	318	富士見町	ふじみちよう	370	宮原1丁目	みやはらいつちようめ	
	215	豊郷台1丁目	とよさとだいいつちようめ	267	花房2丁目	はなぶさにちようめ	319	二荒町	ふたあらまち	371	宮原3丁目	みやはらさんちようめ	
	216	豊郷台2丁目	とよさとだいにちようめ	268	花房3丁目	はなぶささんちようめ	320	双葉1丁目	ふたばいつちようめ	372	宮原4丁目	みやはらよんちようめ	
	217	豊郷台3丁目	とよさとだいいさんちようめ	269	花房本町	はなぶさにちようめ	321	双葉2丁目	ふたばにちようめ	373	宮原5丁目	みやはらごちようめ	
	218	問屋町	とんやまち	270	塙田1丁目	はなわだいつちようめ	322	双葉3丁目	ふたばさんちようめ	374	宮町	みやまち	
	219	中一の沢町	なかいちのさわまち	271	塙田2丁目	はなわだにちようめ	323	不動前1丁目	ふどうまえいつちようめ	375	宮本町	みやもとちよう	
	220	長岡町	ながおかちよう	272	塙田3丁目	はなわださんちようめ	324	不動前2丁目	ふどうまえにちようめ	376	御幸ヶ原町	みゆきがはらまち	
	221	中河原町	なかがわらまち	273	塙田4丁目	はなわだよんちようめ	325	不動前3丁目	ふどうまえさんちようめ	377	御幸町	みゆきちよう	
	222	中久保1丁目	なかくぼいつちようめ	274	塙田5丁目	はなわだごちようめ	326	不動前4丁目	ふどうまえよんちようめ	378	御幸本町	みゆきほんちよう	
	223	中久保2丁目	なかくぼにちようめ	275	馬場通り1丁目	ばばどおりいつちようめ	327	不動前5丁目	ふどうまえごちようめ	379	睦町	むつみちよう	
	224	中島町	なかじまちよう	276	馬場通り2丁目	ばばどおりにちようめ	328	星が丘1丁目	ほしがおかいつちようめ	380	元今泉1丁目	もといまいずみいつちようめ	
	225	中戸祭1丁目	なかとまつりいつちようめ	277	馬場通り3丁目	ばばどおりさんちようめ	329	星が丘2丁目	ほしがおかにちようめ	381	元今泉2丁目	もといまいずみにちようめ	
	226	中戸祭町	なかとまつりちよう	278	馬場通り4丁目	ばばどおりよんちようめ	330	細谷1丁目	ほそやいつちようめ	382	元今泉3丁目	もといまいずみさんちようめ	
	227	仲町	なかもち	279	針ヶ谷1丁目	はりがやいつちようめ	331	細谷町	ほそやちよう	383	元今泉4丁目	もといまいずみよんちようめ	
	228	西1丁目	にしいつちようめ	280	針ヶ谷町	はりがやちよう	332	本町	ほんちよう	384	元今泉5丁目	もといまいずみごちようめ	
	229	西2丁目	にしにちようめ	281	東今泉1丁目	ひがしいまいずみいつちようめ	333	本丸町	ほんまるまち	385	元今泉6丁目	もといまいずみろくちようめ	
	230	西3丁目	にしさんちようめ	282	東今泉2丁目	ひがしいまいずみにちようめ	334	幕田町	まくたまち	386	元今泉7丁目	もといまいずみななちようめ	
	231	西一の沢町	にしいちのさわまち	283	東浦町	ひがしうらまち	335	曲師町	まげしちよう	387	茂原1丁目	もばらいつちようめ	
	232	西刑部町	にしおさかべまち	284	東刑部町	ひがしおさかべまち	336	松が峰1丁目	まつがみねいつちようめ	388	茂原2丁目	もばらにちようめ	
	233	西川田1丁目	にしかわだいつちようめ	285	東木代町	ひがしきのしろまち	337	松が峰2丁目	まつがみねにちようめ	389	茂原3丁目	もばらさんちようめ	
	234	西川田2丁目	にしかわだにちようめ	286	東宿郷1丁目	ひがししゆくごういつちようめ	338	松原1丁目	まつばらいつちようめ	390	茂原町	もばらちよう	
	235	西川田3丁目	にしかわださんちようめ	287	東宿郷2丁目	ひがししゆくごうにちようめ	339	松原2丁目	まつばらにちようめ	391	屋板町	やいたまち	
	236	西川田4丁目	にしかわだよんちようめ	288	東宿郷3丁目	ひがししゆくごうさんちようめ	340	松原3丁目	まつばらさんちようめ	392	八千代1丁目	やちよいつちようめ	

宇都宮市												備考	
町名	393	八千代2丁目	やちよにちようめ	414	陽東5丁目	ようとうごちようめ	435	若松原1丁目	わかまつはらいつちようめ				
	394	柳田町	やなぎたまち	415	陽東6丁目	ようとうろくちようめ	436	若松原2丁目	わかまつはらにちようめ				
	395	築瀬1丁目	やなげいつちようめ	416	陽東7丁目	ようとうななちようめ	437	若松原3丁目	わかまつはらさんちようめ				
	396	築瀬2丁目	やなげにちようめ	417	陽東8丁目	ようとうはつちようめ							
	397	築瀬3丁目	やなげさんちようめ	418	陽南1丁目	ようなんいつちようめ							
	398	築瀬4丁目	やなげよんちようめ	419	陽南2丁目	ようなんにちようめ							
	399	築瀬町	やなげまち	420	陽南3丁目	ようなんさんちようめ							
	400	大和1丁目	やまといつちようめ	421	陽南4丁目	ようなんよんちようめ							
	401	大和2丁目	やまとにちようめ	422	横田新町	よこたしんまち							
	402	大和3丁目	やまとさんちようめ	423	横山1丁目	よこやまいつちようめ							
	403	山本1丁目	やまもといつちようめ	424	横山2丁目	よこやまにちようめ							
	404	山本2丁目	やまもとにちようめ	425	横山3丁目	よこやまさんちようめ							
	405	山本3丁目	やまもとさんちようめ	426	横山町	よこやまちよう							
	406	山本町	やまもとまち	427	吉野1丁目	よしのいつちようめ							
	407	弥生1丁目	やよいいつちようめ	428	吉野2丁目	よしのにちようめ							
	408	弥生2丁目	やよいにちようめ	429	六道町	ろくどうまち							
	409	陽西町	ようさいちよう	430	若草1丁目	わかくさいつちようめ							
	410	陽東1丁目	ようとういつちようめ	431	若草2丁目	わかくさにちようめ							
	411	陽東2丁目	ようとうにちようめ	432	若草3丁目	わかくささんちようめ							
412	陽東3丁目	ようとうさんちようめ	433	若草4丁目	わかくさよんちようめ								
413	陽東4丁目	ようとうよんちようめ	434	若草5丁目	わかくさごちようめ								
	宇都宮市				上河内町				河内町				備考
大字名							1	大字芦沼	あしぬま	1	大字相野沢	あいのさわ	大塚
							2	大字今里	いまざと	2	大字大塚	おおつか	
							3	大字上田	うわだ	3	大字叶谷	かのうや	
							4	大字金田	かねだ	4	大字上田原	かみたわら	
							5	大字上小倉	かみこくら	5	大字逆面	さかづら	
							6	大字関白	かんぱく	6	大字下ヶ橋	さげはし	
							7	大字下小倉	しもこくら	7	大字下岡本	しもおかもと	
							8	大字高松	たかまつ	8	大字下田原	しもたわら	
							9	大字中里	なかざと	9	大字白沢	しらさわ	
							10	大字冬室	ふゆむろ	10	大字宝井	たからい	
							11	大字松田新田	まつだしんでん	11	大字中岡本	なかおかもと	
							12	大字宮山田	みややまだ	12	大字長峰	ながみね	
							13	大字免ノ内	めんのうち	13	大字東岡本	ひがしおかもと	
										14	大字古田	ふるた	
										15	大字立伏	りゅうぶく	

ウ 町名・字名の取扱い

(1) 先進事例

ア 秋田市の例(平成17年1月11日合併 編入 1市2町)

- 1 秋田市の区域内の町(字)の区域および名称は、現行どおりとする。
- 2 2町の区域内の町(字)の区域は、現行どおりとし、名称は、河辺町にあっては、河辺の後に現行の町(字)の名称を続け、雄和町にあっては、雄和の後に現行の町(字)の名称を続けて新たな町(字)の名称とする。

イ 新潟市の例(平成13年1月1日合併 編入 1市1町)

黒埼町の町字名については、黒埼町での意向を尊重する。
ただし、新潟市の現行の町名と紛らわしくしないようにする。

ウ 福山市の例(平成18年3月1日合併 編入 1市1町)

深安郡神辺町の区域及び名称は、福山市の町の区域及び名称とする。

エ 長崎市の例(平成17年1月4日合併 編入 1市6町)

香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の町名・字名については、各町の意向を尊重し、長崎市の現行の町名と紛らわしくしないようにする。

オ 鹿児島市の例(平成16年11月1日合併 編入 1市5町)

- 1 鹿児島市の区域内の町及び吉田町の区域内の町(牟礼岡一丁目から牟礼岡三丁目まで)の区域及び名称は、現行どおりとする。
- 2 5町の各町の区域内の字の区域を廃止し、当該廃止された字の区域に相当する区域により新たに町の区域を設定し、その名称については次の例により、各町の意向を尊重し合併時まで調整するものとする。
大字を町名とする。
大字の前に「吉田」、「桜島」、「喜入」、「松元」又は「郡山」をそれぞれ付けた町名とする。
新たな町名とする。

(2) 関係法令

○ 地方自治法(昭和22年法律第67号)

- 第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

エ 交通関係事業の取扱い

協定項目	交通関係事業の取扱い	所管専門部会名	総務部会	
調整の方向性	1 交通関係事業の取扱いについては、原則として現行のまま新市に引き継ぐ。 2 市・町単独の運行補助や生活交通確保策については、特定の地域を対象とした事業であるため、当分の間は継続事業として実施するものとするが、新市移行後には一本化に向けた調整を行う。 3 上河内町における代替バスの取扱いについては、住民の移動手段を確保することができるよう、宇都宮市が策定した「宇都宮市生活交通確保プラン」との整合を図ることとするが、地域の特性に応じた新たな交通移動手段が確保されるまでの間は、これまでの経緯等を踏まえ、現行のままとする。			
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応				
1 各種事業の実施状況（○は事業を実施しているもの、×は事業を実施していないもの）				
各 種 事 業	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
新交通システムの導入	○	×	×	現行のまま引き継ぐ。
自転車利用・活用の促進	○	×	×	現行のまま引き継ぐ。
交通バリアフリー対策の推進	○	×	×	現行のまま引き継ぐ。
高度道路交通システムの導入促進に関する調査	○	×	×	現行のまま引き継ぐ。
タクシー業界との連絡調整	○	×	×	現行のまま引き継ぐ。
TDM施策の推進	○	×	×	現行のまま引き継ぐ。
烏山線利用促進	○	×	○	現行のまま引き継ぐ。
県央地域公共交通利活用促進協議会の運営	○	×	×	現行のまま引き継ぐ。
公共交通に関する社会実験の実施	○	×	×	現行のまま引き継ぐ。
2 各種制度の状況				
各 種 制 度	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
生活交通確保対策事業 （平成18年度）				現行のまま引き継ぐ。
バス系統数	165系統	2系統	20系統	
補助路線数	21路線	なし	5路線	
支出額	40,213千円	0千円	3,126千円	

各 種 制 度	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
代替バス運行費補助 (平成18年度)				現行のまま引き継ぐ。
路線系統数	なし	9系統	1系統	・栃木県市町村生活バス路線運行費補助金 9,000 千円 ・上河内町へのさくら市の負担金 900 千円
歳出形態	-	補助金	上河内町への負担金	
予算額	-	29,716千円 (町負担分 18,616 千円)	1,200千円	
人にやさしいバス導入促進補助				現行のまま引き継ぐ。
低床バスの割合 H22年度目標	25%	-	-	
対象車両数 (平成17年度末)	307台	-	-	
H18導入台数	3台	-	-	
支出額(平成18年度)	18,000千円	-	-	

エ 交通関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 那須塩原市の例（平成 17 年 1 月 1 日合併 新設 1 市 2 町）

有償バスの運行については、合併時に一部料金等の見直しを行い、平成 17 年度までは現行のまま運行する。新市において運行路線及び料金等の見直しを行い、平成 18 年度から新規路線の運行を開始する。

イ 長野市の例（平成 17 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町 3 村）

1 各種交通安全対策事業については、長野市の制度に統一する。

2 廃止路線代替バスについては、現行のとおりとする。

ただし、合併後に運行内容の見直しを行う。

3 鬼無里村地域振興バスについては、現行のとおりとする。

ただし、合併後に運行内容の見直しを行う。

4 豊野町福祉バスについては、すべての住民を対象とした有料のコミュニティバスとする。

ウ 伊豆市の例（平成 16 年 4 月 1 日合併 新設 4 町）

自主運行バス路線は、現行のとおり引き継ぐ。単独運行補助制度は、現行のとおり引き継ぎ、中伊豆町を基に 2 年以内に新市において補助基準を作成する。

路線バス廃止対策については、合併時は現行のとおりとし、2 年以内に新市において制度の見直しを行う。なお、新市においてバス路線対策協議会を設置し、新市交通確保計画を作成する。

エ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併 編入 1 市 5 町）

1 コミュニティバスの運行事業については、現行どおりとする。

2 コミュニティー福祉号の運行事業については、運行形態の見直しを行い、合併時から代替手段により運行を行うこととする。

3 行政連絡船の運航事業については、現行どおりとし、合併後の利用状況等を見て、見直しを行う。

4 自動車運送事業については、合併時に鹿児島市の自動車運送事業に統合するものとする。ただし、路線バスの普通料金は、現行どおりとする。

5 桜島町交通事業（フェリー事業）については、合併時に地方公営企業法の規定の全部を適用し、運航するものとする。

オ 消防団関係事業の取扱い

協定項目	消防団関係事業の取扱い		所管専門部会名	総務部会
調整の方向性	1 消防団については、宇都宮市消防団に統合し、各町消防団は分団とする。 2 消防団員については、宇都宮市消防団に引き継ぐ。 3 消防団員の報酬・費用弁償については、宇都宮市の制度に統一する。			
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応				
宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
組織体制 1 団 2 3 分団	1 団 6 分団	1 団 7 分団		
定員（名） 1 , 6 6 0	2 0 0	2 9 0		
報酬（千円：年額）				
団長 1 8 5	2 0 0	2 4 0		
副団長 1 1 7	1 4 0	1 6 0		
分団長 8 5	1 0 0	1 3 1		
副分団長 6 1	-	8 9		
部長 5 6	7 0	7 7		
副部長 4 6	-	-		
班長 4 1	4 5	6 2		
団員 3 8	3 5	4 9		
費用弁償（円：1 回当たり） 3 , 0 0 0 〔 跡火消しに従事した場合 〕 3 , 2 0 0	2 , 0 0 0	1 , 5 0 0		

オ 消防団関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 岐阜市の例（平成 18 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 消防団の組織及び団員については、岐阜市に引き継ぐものとする。ただし、合併後、組織の再編に向け調整を行うものとする。
- 2 任用、報酬、費用弁償、退職報償金及び運営補助については、岐阜市の制度に統一するものとする。
- 3 式典等の行事及び消防機械器具等については、現行のとおりとする。ただし、合併後、消防団の組織の再編に合わせて調整を行うものとする。
- 4 消防相互応援協定については、現行のとおり岐阜市に引き継ぐものとする。

イ 岡崎市の例（平成 18 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 消防団の組織は、合併時に岡崎市の多団制方式に統一する。
- 2 消防団員の報酬は、平成 18 年度から岡崎市の制度に統一する。
- 3 消防団員の任命及び任期は、合併時に岡崎市の制度に統一する。
- 4 消防団退職報償金は、合併時に岡崎市の制度に統一する。
- 5 額田町消防団は、合併の前日までに額田郡消防団連合会を脱退し、合併時に岡崎市消防団連合会に加入する。

ウ 福山市の例（平成 15 年 2 月 3 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 福山市の制度に統一するものとする。
- 2 内海町消防団を福山市消防団の 1 方面隊として統合し、分団については 3 分団とする。
- 3 内海町の消防団員は、福山市の消防団員として引き継ぐものとする。

エ 高知市の例（平成 17 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 2 村）

- 1 鏡村及び土佐山村の消防団は、高知市の消防団に統合する。
- 2 鏡村及び土佐山村の消防団員の報酬、費用弁償は、高知市に統一する。

(2) 関係法令

- 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）

（消防団）

第 18 条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

- 2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

- 3 略

(消防団員)

第 1 9 条 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

(消防団長)

第 2 0 条 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

(消防団員の身分取扱い等)

第 2 3 条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

カ 社会福祉・援護関係事業の取扱い

協定項目	社会福祉・援護関係事業の取扱い			所管専門部会名	保健福祉部会
調整の方向性	1 社会福祉・援護関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 社会福祉協議会補助金については、新市に移行後3年を目途に調整する。 3 上河内町及び河内町の生活保護関係事務については、合併時に宇都宮市が栃木県から引き継ぐ。 4 上河内町及び河内町が実施している日本赤十字社事務については、宇都宮市社会福祉協議会の事業として実施する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
民生委員・児童委員					
民生委員・児童委員数	6 7 6 人	2 1 人	5 8 人	宇都宮市を基準に調整する。	
民生委員推薦会 推薦会委員数	1 4 人	7 人	7 人	民生委員推薦会については宇都宮市の組織に統合する。また、各町の組織については、新市における地区準備会とし、宇都宮市の制度を基準に統一する。	
人権擁護委員				各町の人権擁護委員協議会	
人権擁護委員協議会 人権擁護委員数	2 0 人	4 人	5 人	は宇都宮市の部会に統合する。 補助金については、宇都宮市の制度に統一する。	

項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
法人・団体				
社会福祉協議会補助金				社会福祉法により社協の合併が必要であり，補助については，新市に移行後３年を目途に調整する。
人件費補助	○	○	○	
事業補助	○	○	○	
社会福祉基金事業				宇都宮市の制度を基準に実施する。
社会福祉基金	○	×	×	
地域福祉基金	○	×	×	
戦没者・戦没者遺族				
戦没者追悼式 主催者	市	社協	×	宇都宮市の制度に統一する。
遺族会 支出方法	市社協補助金	町補助金	町補助金	各町の遺族会は，宇都宮市の遺族会に統合し，各町の遺族会は地区遺族会に位置付けるため，補助金についても宇都宮市の制度に調整する。
生活保護				H18.3.31 現在
相談・申請受付	２，９９０人	８人	３７人	宇都宮市以外は，申請受付後の事務を県の福祉事務所が行っていることから，合併時に宇都宮市が栃木県から引き継ぐ。
被保護世帯数	３，３７４世帯	９世帯	５８世帯	
被保護者数	４，７９７人	１６人	７２人	

項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
日本赤十字社				
日本赤十字社員募集事務	×	○	○	各町で実施している日本赤十字社事務は、宇都宮市社会福祉協議会の事務として実施する。
災害救援物資・弔慰金交付事務	×	○	○	
赤十字奉仕団事務局	×	○	○	
社会福祉施設				
独立行政法人福祉医療機構貸付金に対する利子補給事務	○	×	×	各町で実施している事務は、合併時に宇都宮市の制度に統一する。
社会福祉施設小規模整備費補助金交付事務	○	×	×	
高齢者福祉（老人保健）施設の整備費補助金交付事務	○	○	○	
障害者福祉施設の整備費補助金交付事務	○	○	○	
児童福祉施設の整備費補助金交付事務	○	×	○	
総合福祉センターの管理				
施設の有無	○	×	○	宇都宮市を基準に調整する。
委託先	社協		社協	

カ 社会福祉・援護関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 長野市の例（平成17年1月1日合併 編入 1市1町3村）

- (1) 地域福祉計画については、現行のとおりとし、計画見直し時に調整する。
- (2) 民生・児童委員の委員構成については、現行のとおりとし、合併後の改選時に調整する。

なお、民生・児童委員活動費については、長野市の制度に統一し、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の福祉委員制度は廃止する。

- (3) 生活保護関係事業については、長野市の制度に統一する。
- (4) 福祉医療費給付事業については、長野市の制度に統一する。
- (5) 戸隠村の授産施設については、本場1施設に整理し、長野市に引き継ぐ。
- (6) その他福祉事業については、長野市の制度に統一する。

イ 岡崎市の例（平成18年1月1日合併 編入 1市1町）

民生委員、児童委員関係報償金等は、合併時に岡崎市の制度に統一する。
額田町の生活保護関係事務は、合併時に岡崎市が愛知県から引き継ぐ。

ウ 福山市の例（平成18年3月1日合併 編入 1市1町）

福山市の制度に統一するものとする。

ただし、

事業の実施、諸制度の運用にあたっては、神辺町の実情等を考慮しつつ、調整を図るものとする。

福山市社会福祉協議会と神辺町社会福祉協議会は、統合するものとする。ただし、具体的な内容については、両協議会が協議をする中で調整を図るものとする。

エ 高松市の例（平成18年1月10日合併 編入 1市1町）

〔生活保護事業〕

生活保護事業については、高松市の制度に統一する。

〔その他の福祉事業〕

その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。

オ 宮崎市の例（平成18年1月1日合併 編入 1市1町）

〔生活保護事業〕

佐土原町の民生委員・児童委員については、新市にそのまま引き継ぐものとし、組織や補助のあり方については、合併までに宮崎市の制度等に統一することを基本にしつつ、両市町の実情や民生委員・児童委員協議会の意向を踏まえて検討するものとする。

〔社会福祉協議会関係〕

両市町の社会福祉協議会については、組織を統合するものとし、合併時には社会福祉協議会も合併ができるよう準備を進めていくものとする。また、事業及び補助についても、合併までに検討するものとする。

カ 鹿児島市の例（平成16年11月1日合併 編入 1市5町）

〔地域福祉事業の取扱い〕

- 1 地域福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 地域福祉センター管理運営事業については、現行どおりとする。

〔生活保護事業等の取扱い〕

生活保護事業等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、社会福祉施設整備資金に係る利子補給事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

キ 高齢者福祉関係事業の取扱い

協定項目	高齢者福祉関係事業の取扱い			所管専門部会名	保健福祉部会
調整の方向性	1 高齢者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 緊急通報装置給付貸与事業及び安否確認緊急通報システム貸与事業については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、概ね3年を目途に調整する。 3 老人クラブ運営費助成については、宇都宮市の制度を基準に調整する。 4 上河内町で実施している移送サービス事業については、地域特性を考慮し、現行のまま新市に引き継ぎ、地域限定で実施する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
人口等（平成18年3月末）					
住民基本台帳人口	452,310人	9,839人	35,355人		
65歳以上人口	77,440人	2,040人	5,461人		
高齢化率	17.12%	20.7%	15.4%		
各種事業実施の状況					
高齢者保健福祉計画の策定・進管理	○	○	○	合併までに方向付けを行い、速やかに調整する。	
老人福祉センター管理運営	○	○	○	合併までに方向付けを行い、速やかに調整する。	
地域型在宅介護支援センター運営事業	× (地域包括支援センター運営事業で対応(介護保険事業))	○	○	宇都宮市を基準に調整する。	
高齢者困難事例処遇事務	○	×	○	宇都宮市を基準に調整する。	

項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
緊急通報装置給付貸与事業・安否確認緊急通報システム貸与事業				合併までに方向付けを行い、新市に移行後、概ね３年を目途に調整する。
事業実施の有無	○	○	○	
運営方式	直営（市消防）	委託（安全センター(株)）	委託（安全センター(株), (株)アスク進共）	
利用者の買取方式		リース方式 機器は安全センター(株)所有	リース方式 機器は安全センター(株), (株)アスク進共所有	
設置時の利用者負担	あり	なし	なし	
通報先	消防	安全センター(株)	安全センター(株), (株)アスク進共	
稼働台数	約 7 0 0 台	3 6 台	6 7 台	
高齢者の住宅改修補助事業	○	×	○	宇都宮市を基準に調整する。
敬老会開催	○	○	○	宇都宮市を基準に調整する。
長寿祝記念品贈呈事業	○	○	○	宇都宮市を基準に調整する。
高齢者スポーツ広場整備補助	○	×	○	宇都宮市を基準に調整する。
生きがい対応型デイサービス事業	○	×	○	宇都宮市を基準に調整する。
ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付等事業（補助対象分）	○	○	○	宇都宮市を基準に調整する。
高齢者生活支援型ホームヘルパー派遣事業	○	○	○	宇都宮市を基準に調整する。
ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワークシステムの構築	○	×	×	当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。
養護老人ホーム入所措置	○	○	○	宇都宮市を基準に調整する。
介護用品支給	×	×	○	廃止の方向で調整する。 （介護保険特別給付対応）
福祉タクシー料金助成	×	×	○	廃止の方向で調整する。

項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
理美容サービス事業	× (社協が類似事業を実施)	× (社協が類似事業を実施)	○ ・ 65歳以上の寝たきり高齢者、重度の認知症高齢者、寝たきりの重度身体障害者 ・ 4,000円の利用券を4枚交付	合併までに方向付けを行い、速やかに調整する。
ひとり暮らし高齢者招待事業	×	×	○	廃止の方向で調整する。 (社協の事業対応)
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	× (社協が類似事業を実施)	○ ・ ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、寝たきり高齢者等 ・ 寝具類等の洗濯乾燥消毒 ・ 利用者負担1割	○(社協委託) ・ 6ヶ月以上寝たきりの心身障害者等 ・ 6ヶ月以上寝たきりの重度の認知症の者で紙おむつ等使用者 ・ 利用者負担金 無	合併までに方向付けを行い、速やかに調整する。
移送サービス事業	×	○ ・ 要支援以上の高齢者。視覚又は肢体に障害を有する身体障害者 ・ 福祉車両による医療機関・公共施設への移送サービス ・ 利用者負担 1キロメートル当たり25円 ・ 委託(町社会福祉協議会)	×	現行のまま新市に引き継ぐ。

項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
心配ごと相談事業	×	×	○	廃止の方向で調整する。 (社協の事業対応)
敬老祝金の支給	○	×	○	宇都宮市を基準に調整する。
老人医療給付・支給事業	○	○	○	宇都宮市を基準に調整する。
医療費適正化事業	○	○	○	宇都宮市を基準に調整する。
老人医療重複頻回受信者訪問指導	○	×	○	宇都宮市を基準に調整する。
老人クラブ運営費助成				宇都宮市を基準に調整する。
連合組織	財団法人宇都宮市老人クラブ連合会	上河内町老人クラブ連合会	河内町老人クラブ連合会	
単位老人クラブ活動等補助金	クラブ割 30～49人・・・43,200円 50～79人・・・48,000円 80人～・・・57,600円	クラブ割 30人以下・・・10,000円 30人以上・・・20,000円 会員割1人あたり720円	クラブ割 一率 27,000円 会員割1人あたり600円	
単位老人クラブ数	390クラブ	19クラブ	30クラブ	
会員数	19,794人	762人	1,160人	
シルバー人材センター支援	○	○	○	宇都宮市を基準に調整する。

キ 高齢者福祉関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 長野市の例（平成17年1月1日合併 編入 1市1町3村）

(1) 高齢者福祉事業については、長野市の制度に統一する。

ただし、

ア 援助老人サービス事業のうち、雪下ろし、除草等の軽度生活援助については、現行のとおりとし、統一的な実施方法等について合併後に調整する。

イ 豊野町のミニデイサービス事業及び鬼無里村のふれあいデイサービス事業については、現行のとおりとし、統一的な実施方法等について合併後に調整する。

ウ 大岡村福祉移送サービス事業、豊野町及び戸隠村の高齢者移送サービス事業については、現行のとおりとし、運行方法等について合併後に調整する。

エ 緊急通報システム設置事業については、現行のとおりとし、統一的な実施方法等について合併後に調整する。

オ 大岡村の配食サービス事業については、長野市のひとり暮らし高齢者友愛活動事業で対応し、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の配食サービスについては、現行のとおりとし、統一的な実施方法等について合併後に調整する

カ 老人保養施設利用事業について、豊野町の制度は廃止し、鬼無里村の制度は、現行のとおりとし、合併後に新たな制度を検討する。

(2) 老人保健福祉計画・介護保険事業計画については、合併後に新たな計画を策定する。

(3) 大岡村、戸隠村及び鬼無里村の高齢者生活福祉センター運営事業については、現行のとおりとし、対象者、料金等について合併後に調整する。

(4) 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の在宅介護支援センターは、長野市の地域型在宅介護支援センターに位置付ける。

イ 豊田市の例（平成17年4月1日合併 編入 1市4町2村）

(1) 高齢者保健福祉計画

高齢者保健福祉計画は、平成17年度までは現行の各市町村の計画を基本とし、平成18年度から統一した事業計画を実施する。

(2) 高齢者保健福祉事業

食の自立支援事業は、合併時は現行のサービスを基本とし、合併1年後を目途に調整する。

ただし、現在事業を実施していない小原村については、合併時から実施する方向で調整する。

ウ 高知市の例（平成20年1月1日合併予定 編入 1市1町）

- （１）春野町のなごやか宅老事業は、当分の間現行のとおりとし、新市において制度の見直しを図る。
- （２）春野町の生きがいデイサービス事業は、当分の間現行のとおりとし、新市において制度の見直しを図る。
- （３）春野町の配食サービス事業は、平成19年度は現行のとおりとし、平成20年度から高知市の制度に統一する。
- （４）春野町の家族介護用品支給事業は、平成19年度は現行のとおりとし、平成20年度から高知市の制度に統一する。
- （５）春野町の緊急通報体制整備事業は、平成19年度は現行のとおりとし、平成20年度から高知市の制度に統一する。
- （６）春野町の住宅リフォーム事業は、高知市の制度に統一する。
- （７）春野町の老人クラブ連合会補助金は、合併時まで調整する。
- （８）春野町の地域交流デイサービス事業は、平成19年度は現行のとおりとし、新市において見直しを図る。
- （９）春野町の老人の日記念事業は、平成19年度は現行のとおりとし、平成20年度から高知市の制度に統一する。

エ 鹿児島市の例（平成16年11月1日合併 編入 1市5町）

- １ 高齢者福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- ２ 生きがい対応型デイサービス事業及びひとり暮らし高齢者等家事援助サービス事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、利用できる者は平成17年3月31日までにサービスを受けていた者とする。
- ３ 高齢者に対する配食サービス事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- ４ 優待入浴券交付事業等については、平成17年度に廃止するものとする。
- ５ - １ 敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業については、一部自己負担制度の導入など現行制度の見直しを行うこととし、見直し内容及び実施時期については、合併時まで決定する。
- ５ - ２ 見直し後の敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業については、新市域にも適用するものとする。
新市域に適用することにより、桜島町が実施している桜島町営優待乗車船券（敬老）交付事業及び吉田町が実施している老人温泉保養事業は、廃止する。

ク 障害者福祉関係事業の取扱い

協定項目	障害者福祉関係事業の取扱い			所管専門部会名	保健福祉部会
調整の方向性	1 障害者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 障害者社会参加推進イベントについては、当分の間現行どおりとし、新市に移行後、3年を目途に調整する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
住民基本台帳人口	4 5 2 , 3 1 0 人	9 , 8 3 9 人	3 5 , 3 5 5 人	平成 18 年 3 月末	
身体障害者手帳所持者数	1 1 , 2 7 0 人	4 0 7 人	1 , 0 0 6 人	平成 18 年 4 月 1 日現在	
療育手帳所持者数	2 , 1 7 3 人	6 8 人	1 4 1 人		
精神障害者保健福祉手帳所持者数	1 , 3 2 3 人	2 1 人	7 7 人		
精神障害者通院公費負担受給者数	2 , 4 2 3 人	3 6 人	1 9 3 人		
各種事業実施の状況					
身体障害者手帳の認定・交付	○	○	○	現行のまま引き継ぐ。	
療育手帳交付	○	○	○	現行のまま引き継ぐ。	
心身障害者福祉作業所（市町立）の管理運営	○	○	○	宇都宮市を基準に調整する。	

項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
市町村審査会	○	○	○	宇都宮市の制度を基準に調整し各町の審査会は廃止する。
障害者福祉サービス(身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者)	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ。
地域生活支援事業	○	○	○	合併までに方向付けを行い速やかに調整する。
障害者生活支援事業	○	○	○	宇都宮市を基準に調整する。
障害者日常生活用具給付・貸与	○	○	○	宇都宮市を基準に調整する。
補装具交付・修理	○	○	○	現行のまま引き継ぐ。
重度身体障害者住宅改造費助成	○	○	○	宇都宮市を基準に調整する。
訪問入浴サービス	○	×	○	宇都宮市を基準に調整する。
福祉バス運行	○	× (社協が類似事業を実施)	×	当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。
重度心身障害者タクシー料金助成	○	×	○	宇都宮市を基準に調整する。
障害児育成支援事業	○	×	×	宇都宮市を基準に調整する。

項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
メール機能付携帯電話購入費助成事業	×	○	×	廃止の方向で調整する。
身体障害者等特殊寝台等貸与事業	×	×	○	廃止の方向で調整する。
身体障害者手帳用診断書料助成事業	×	○	×	廃止の方向で調整する。
理美容サービス事業	×	×（社協が実施）	○	合併までに方向付けを行い速やかに調整する。
布団乾燥サービス事業	×	×（社協が実施）	○（社協に委託）	合併までに方向付けを行い速やかに調整する。
自立支援医療(更生医療)	○	○	○	宇都宮市を基準に調整する。
障害者手当（単独）				宇都宮市を基準に調整する。
障害者福祉手当	○	×	×	
特定疾患患者福祉手当	○	○	○	
障害者手当（国）	○	○	○	現行のまま引き継ぐ。
重度心身障害者医療費助成	○	○	○	現行のまま引き継ぐ。
障害者関係団体への運営補助	○	○	○	当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。
精神障害者タクシー料金助成事業	○	×	×	宇都宮市を基準に調整する。
精神障害者交通費助成事業	○	×	×	宇都宮市を基準に調整する。

項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
障害者社会参加推進イベント	・ふれあいスポーツ大会 ・ふれあい文化祭 ・福祉まつり ・肢体不自由児野外訓練 ・心身障害児地域交流事業	なし	・高齢者・福祉運動会 ・重度障害者レクレーション事業	新市に移行後，３年を目途に調整する。

ク 障害者福祉関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 長野市の例（平成17年1月1日合併 編入 1市1町3村）

長野市の制度に統一する。

ただし，

(1) 障害者行動計画については，合併後に新たな計画を策定する。

(2) ひとり暮らし重度身体障害者緊急通報システム設置事業について，大岡村，豊野町及び戸隠村は現行のとおりとし，統一的な実施方法等について合併後に調整する。

なお，鬼無里村については，長野市の対象要件により，鬼無里村ひとり暮らし老人緊急通報装置給付事業を適用する。

(3) 大岡村，戸隠村及び鬼無里村の人工透析患者通院費補助については，現行のとおりとする。

(4) 大岡村福祉移送サービス事業，豊野町障害者移送サービス事業については，現行のとおりとし，運行方法等について合併後に調整する。

イ 宮崎市の例（平成18年1月1日合併 編入 1市1町）

障害児（者）福祉事業については，宮崎市の制度等を適用することとし，佐土原町の知的障害者通所授産施設用地取得制度については，新市においても適用するものとする。

ウ 鹿児島市の例（平成16年11月1日合併 編入 1市5町）

1 障害者福祉事業については，合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし，実施方法が異なる事業については，平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

2 障害者に対する配食サービス事業については，平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

3 身体障害者介護手当支給事業等については，平成17年度に廃止するものとする。

4 - 1 友愛特別乗車証交付事業については，交付対象者の年齢要件等の見直しを行うこととし，見直しの内容及び実施時期については，合併時まで決定する。

4 - 2 見直し後の友愛特別乗車証交付事業については，新市域にも適用するものとする。

ケ 児童福祉関係事業の取扱い

協定項目	児童福祉関係事業の取扱い	所管専門部会名	保健福祉部会	
調整の方向性	1 児童福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 こども医療費助成事業については、宇都宮市の制度を基準に調整する。 3 保育料については、宇都宮市の制度を基準に調整する。 4 児童扶養手当等各種手当関係事務事業の取扱いについては、宇都宮市の制度を基準に調整する。 5 放課後児童健全育成事業における運営については、宇都宮市の制度を基準に合併までに方向付けを行い、新市に移行後 2 年を目途に調整する。 6 河内町で実施している運営費補助（園外保育費）については、合併時に廃止する。 7 上河内町及び河内町で実施している特別保育事業（小学校低学年児童の受入、保育所体験特別事業）については、合併時に廃止する。			
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応				
項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
人口				平成 18 年 3 月末
住民基本台帳人口	452,310 人	9,839 人	35,355 人	
0～6 歳人口	31,682 人	557 人	2,489 人	
7～12 歳人口	25,913 人	584 人	2,042 人	
保育所数及び定員				
・公立	21 箇所， 2,130 人	1 箇所， 120 人	1 箇所， 120 人	
・私立	44 箇所， 3,345 人	1 箇所， 60 人	4 箇所， 360 人	
入所児童数	5,834 人	176 人	550 人	
待機児童数	36 人	0 人	0 人	
放課後児童健全育成事業実施箇所数	50 箇所	3 箇所	6 箇所	
こども医療費助成				宇都宮市を基準に調整する。
助成方式	0 歳～小学校 3 年生まで	県の制度のとおり	県の制度のとおり	
	小学校 4 年生～6 年生まで	入院時の医療費のみ助成	無	
	所得制限	有	無	
	自己負担	無	有	
	対象年齢拡大予定	無	無	
	18 年度予算額	1,109,134 千円	19,790 千円	
	17 年度取扱件数	289,700 件	4,748 件	
	17 年度受給資格者数（未就学児）	36,033 人	548 人	2,383 人

項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
保育所入所基準	○	○	○	宇都宮市を基準に調整する。
保育料平均軽減率	36.9%	29.2%	30.9%	宇都宮市を基準に調整する。
職員処遇（職員配置基準）				宇都宮市を基準に調整する。
0 歳	3 : 1	3 : 1	3 : 1	
1 歳	4.5 : 1	6 : 1	6 : 1	
2 歳	6 : 1	6 : 1	6 : 1	
3 歳	20 : 1	20 : 1	20 : 1	
4・5 歳	30 : 1	30 : 1	30 : 1	
母子家庭等児童入学祝金	○	×	×	宇都宮市を基準に調整する。
母子家庭等援護費	○	×	×	宇都宮市を基準に調整する。
児童福祉手当	○	×	×	宇都宮市を基準に調整する。
放課後児童健全育成事業運営				合併後、速やかに調整する。
運営方式	公設民営	公設民営	公設民営	
指導員配置基準	児童数 19 名以下 1 名	児童数 30 名以下 1 名	児童数 35 名以下 2 名	
	20 ~ 60 名 2 名	35 名毎に 1 名加配	36 ~ 70 名 3 名	
	61 名以上 3 名		71 名以上 4 名	
	障害児加配	有	有	
指導員報酬	約 1400 円/h	約 750 円/h	有資格者 1000 円/h その他 725 円/h	
保護者負担金	各会で設定 月 5000 円 ~ 8000 円	各会で設定 月 5000 円	各会で設定 月 5000 円 ~ 6000 円	
運営費補助等（園外保育）	×	×	○	廃止の方向で調整する。
特別保育（小学校低学年受入）	×	×	○	廃止の方向で調整する。
特別保育（保育所体験）	×	○	○	廃止の方向で調整する。
特別保育（一時保育）	○	○	○	合併後、速やかに調整する。

ケ 児童福祉関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 秋田市の例（平成 17 年 1 月 11 日合併 編入 1 市 2 町）

児童福祉等事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、廃止する。

イ 長野市の例（平成 17 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町 3 村）

- 1 保育料については、平成 17 年度から長野市の制度に統一する。ただし、大岡村については平成 17 年度から 2 年間で段階的な引き上げを行う。
- 2 放課後児童健全育成事業については、平成 17 年度から長野市の制度に統一する。
ただし、
 - (1) 豊野町の児童館の開館日数・時間については、合併までに調整する。
 - (2) 戸隠村及び鬼無里村の児童クラブの実施場所及び開館日数・時間については、現行のとおりとする。
 - (3) 大岡村の学童保育事業については、現行のとおりとし、保護者負担については、平成 17 年度から長野市の児童クラブの制度に統一する。

ウ 豊田市の例（平成 17 年 4 月 1 日合併 編入 1 市 4 町 2 村）

乳幼児医療助成については、合併時に豊田市の制度に統一する。

エ 宮崎市の例（平成 18 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 保育料については、宮崎市の制度等に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとし、次年度は子育て支援を充実するため、両市町の保育料を階層・年齢区分ごとに比較検討したうえで、両市町民の負担増にならないよう見直しを行うものとする。
- 2 延長保育、一時保育、乳児保育に係る補助については、新市に移行後も当分の間現行どおりとする。

オ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併 編入 1 市 5 町）

- 1 児童福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、平成 17 年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 放課後児童健全育成事業については、平成 17 年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

コ 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

協定項目		農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		所管専門部会名	産業部会	
調整の方向性		1 上河内町及び河内町の農業委員会は、合併時に宇都宮市農業委員会に統合する。				
		2 上河内町及び河内町農業委員会の委員のうち、選挙委員は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、宇都宮市農業委員会委員の残任期間、上河内町及び河内町はそれぞれ6人に限り、引き続き新市の農業委員会委員として在任する。				
		3 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙委員の定数は、40人とする。				
		4 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙区は、宇都宮市に3選挙区、上河内町及び河内町にそれぞれ1選挙区、合計で5選挙区を設ける。				
		また、選挙区ごとの定数は、農業委員会委員選挙人名簿登録者数に比例して定める。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応						
1 基礎データ						
		宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	合 計	
区域面積		312.16km ²	56.96km ²	47.72km ²	416.84km ²	
総農家戸数 1		4,950戸	908戸	840戸	6,698戸	
経営耕地面積 1		7,341ha	1,826ha	1,848ha	11,015ha	
選挙人名簿登録者数 2		14,213人	1,954人	2,225人	18,392人	
農 業 委 員 の 数	選挙委員		30人	12人	11人	53人
	選任委員	議会推薦	4人	2人	2人	8人
		農協推薦	1人	1人	1人	3人
		共済推薦	1人	1人	1人	3人
		土地改良推薦	1人	1人	1人	3人
	計		37人	17人	16人	70人
任 期		H17.7.20～H20.7.19	H17.7.20～H20.7.19	H17.7.20～H20.7.19	(任期 3年)	
選挙区の数		3選挙区	1選挙区	2選挙区	6選挙区	

1は2005年農業センサス

2は平成18年3月31日現在

コ 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 先進事例

ア 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併 編入 1 市 5 町）

- 1 5 町の農業委員会は、鹿児島市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 5 町の農業委員会の選挙による委員については、合併特例法第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、各町においてそれぞれ互選された 5 人の委員が鹿児島市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き鹿児島市の農業委員会の委員として在任するものとする。

イ 長野市の例（平成 17 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町 3 村）

- 1 大岡村，豊野町，戸隠村及び鬼無里村の農業委員会は、長野市農業委員会に統合する。
- 2 大岡村，豊野町，戸隠村及び鬼無里村の農業委員会の選挙による委員については、合併特例法第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、大岡村については 1 人，豊野町については 3 人，戸隠村及び鬼無里村については合わせて 4 人の委員が、長野市農業委員会の委員の残任期間，長野市農業委員会の委員として引き続き在任する。

この場合、在任する委員は、それぞれの農業委員会の委員の互選により、選出するものとする。

- 3 合併後、初めて行われる一般選挙から、長野市農業委員会の選挙による委員の定数は 40 人とし、長野市信更地区の選挙区に大岡村の区域を加えて 1 選挙区とし、新たに豊野町及び戸隠村・鬼無里村を区域とする 2 選挙区を設け、各選挙区の定数は次のとおりとする。 略

ウ 豊田市の例（平成 17 年 4 月 1 日合併 編入 1 市 4 町 2 村）

- 1 農業委員会の組織は、合併時に豊田市農業委員会の 1 委員会に統合する。
- 2 委員の定数は、公選委員 40 人とし、現行の豊田市委員 25 人を引継ぎ、町村委員から 15 人を合併特例法第 8 条第 1 項の規定を適用し、互選により定める。また、選任委員は、現行の豊田市委員 6 人とする。
- 3 町村委員から互選された公選委員の任期は、合併特例法第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、現行の豊田市委員の残任期間（平成 17 年 7 月 19 日まで）とする。
- 4 合併後最初に行われる一般選挙からは、公選委員の定数は 40 人とし、農業委員会等に関する法律第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づき、現行の豊田市 5 選挙区に加え、「藤岡・小原選挙区」，「足助・下山選挙区」，「旭・稲武選挙区」の 3 選挙区を設ける。

なお、各選挙区の定数は、改選時に直近の選挙人名簿により、見直しを行うものとする。

(2) 関係法令

- 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）

（設置）

第 3 条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 ～ 6 略

（選挙による委員）

第 7 条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、40 人を超えない範囲内で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（選挙の単位）

第 10 条の 2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて 2 以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 第 2 項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

（選任による委員）

第 12 条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

(1) 農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）又は組合員各 1 人

(2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 4 人（条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数）以内

(境界の変更の場合の特例)

第34条 略

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

○ 農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78条)

(2以上の農業委員会を置くことができる市町村)

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。

(選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、法第12条第1号の委員として選任しなければならない委員の数と4人(同条第2号の条例でこれより少ない人数を定めている場合にあっては、その人数)との合計数を超え、かつ、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとする。

区 分		委員の数の上限
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が、1,100以下の農業委員会	20人
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人

(選挙区の基準)

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

○ 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第11条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

サ 商業・観光・工業関係事業の取扱い

協定項目	商業・観光・工業関係事業の取扱い	所管専門部会名	産業部会	
調整の方向性	1 商業・観光・工業関係事業については，原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 中小企業者向け融資制度に関する市町村特別保証制度に加入し，制度融資については宇都宮市の制度に統一する。 3 商工会議所・商工会に対する補助金については，全体のバランスや事業内容を勘案し，調整を図る。 4 祭り等のイベントについては，地域特性を考慮し，当分の間は現行のとおりとする。 5 観光協会については，それぞれの地域特性を有効に活用するとともに，効果的な観光振興が図られるよう統合に努める。 6 上河内町の地域交流館の運営体制については，現行のまま新市に引き継ぐ。合併後，指定管理者制度への移行が妥当と判断した場合には，当該施設が地域の雇用や農林業の振興等に寄与していることなどの観点から，非公募とすることも含め検討する。			
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応				
1 基礎データ				
項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
事業所数（件）	6 ， 4 8 5	6 2	2 7 0	平成 1 6 年商業統計 平成 1 6 年工業統計（ 4 人以上 事業所）
従業員数（人）	7 9 ， 1 3 5	1 ， 6 7 3	3 ， 9 1 2	
年間商品販売額（万円）	2 5 3 ， 9 7 3 ， 0 8 4	1 ， 8 0 8 ， 1 2 3	3 ， 6 7 4 ， 2 4 3	
年間製造品出荷額（万円）	1 5 3 ， 2 1 4 ， 5 7 2	2 ， 5 7 5 ， 1 0 8	5 ， 7 9 6 ， 1 5 2	
観光入込客数（人）	1 3 ， 5 9 5 ， 3 0 0	5 9 1 ， 2 0 0	4 ， 1 0 0	平成 1 7 年度推計

2 中小企業者向け融資事業				
項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
融資件数（平成１７年度実績，件）	１，５９１	６	７１	宇都宮市を基準に調整する。
融資枠額（平成１７年度実績，千円）	１２，１０７，２４１	２０，３００	２６８，７００	
預託額（千円）	８，３７１，９４７	２５，０００	１００，０００	宇都宮市を基準に調整する。
預託方法	保証協会経由	指定金融機関	直接	
市町村特別保証制度の加入	○	×	×	
負担金対象件数 （平成１７年度実績，件）	５７７	-	-	
負担金（平成１７年度実績，千円）	７，４３２	-	-	
3 商工団体支援（各団体・事業への補助金額，単位：千円）				
団 体 ・ 事 業	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
商工会議所等	１１，３５０ （事業補助）	５，５００ （運営補助）	１１，０００ （運営補助）	新市に移行後も当分の間現行どおりとし，段階的に調整する。
青年会議所	４８０ （事業補助）	-	-	
栃木県中小企業団体中央会	３０７ （事業補助）	-	２６ （事業補助）	
たばこ販売	７９２ （事業補助）	２００ （運営補助）	１００ （運営補助）	宇都宮市の制度に統一する。

青色申告会	-	3 0 (事業補助)	-	商工会への事業補助の中で調整する。
若手後継者等育成支援事業	-	-	2 0 0	現行のまま新市に引継ぎ ,段階的に調整する。
プレミアム付商品券発行事業	-	-	3 , 0 0 0	
4 観光資源開催支援事業の実施状況 (○は事業を実施しているもの , ×は事業を実施していないもの)				
事業	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
ふるさと宮まつり	○	×	×	現行のまま新市に引き継ぐ。
インディ・ジャパン 300 プレイベント	○	×	×	
フェスタ i n大谷	○	×	×	
サマーフェスティバル	×	○	×	
5 各種事務事業の実施状況 (○は事業を実施しているもの , ×は事業を実施していないもの)				
事業	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
中小企業相談所支援事業 (千円)	7 , 0 0 0	-	-	宇都宮市を基準に調整する。
観光協会等補助金 (千円)	5 7 , 4 1 5	1 , 0 0 0	-	宇都宮市を基準に調整する。 新たに設置される「梵天祭り実行委員会」に同程度の助成が出来るよう調整する。
企業立地促進事業	○	×	×	宇都宮市を基準に調整する。

サ 商業・観光・工業関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 函館市の例(平成16年12月1日合併 編入 1市3町1村)

- 1 商工関係事業は、函館市の制度に統一する。ただし、商工会議所および商工会に対する補助金については、合併後、調整するものとする。
- 2 労働関係事業は、函館市の制度に統一する。ただし、季節労働者に対する各種援護制度については、5市町村それぞれの地域特性や経緯を踏まえ、調整するものとする。
- 3 観光関係事業は、現行のとおりとし、5市町村の観光資源を有効活用した観光振興に努めるものとする。
- 4 恵山町、楳法華村、南茅部町の出資企業に対する出資金については、函館市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。

イ 長野市の例(平成17年1月1日合併 編入 1市1町3村)

〔消費者、勤労者対策関係事業の取扱い〕

長野市の制度に統一する。ただし、

- 1 鬼無里村の一般職業相談については、現行のとおりとする。
- 2 鬼無里村の中小企業等退職金共済掛金補助金交付制度については、合併時に交付を受けている者に限り、平成18年まで適用する。
- 3 鬼無里村の村内企業就職奨励補助金については、平成17年度まで現行のとおりとする。

〔商工・観光関係事業の取扱い〕

- 1 商工関係事業については、長野市の制度に統一する。ただし、
 - (1) 事業所等設置事業について、豊野町の合併前に認定を受けているものは、現行のとおりとする。
 - (2) 独自の商工会補助事業については、商工団体の統合に併せ検討する。
 - (3) 各種制度資金等の借入者に対する利子補給事業について、返済期間中は現行のとおりとする。
- 2 観光振興基本計画については、合併後に新たな計画を策定する。
- 3 観光行事・イベントについては、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の意向を尊重しながら調整する。
- 4 観光協会については、現行のとおりとし、観光キャンペーン・宣伝情報提供等一本化できる事業については、財団法人ながの観光コンベンションビューローで実施していく。
- 5 戸隠地区山岳遭難防止対策協会については、現行のとおりとする。

ウ 松山市の例(平成17年1月1日合併 編入 2市1町)

- 1 企業誘致制度については、合併時から松山市の制度に統一する。

ただし、合併までに生じた北条市の企業誘致に係る奨励金支給については、合併後も引き続き支給する。

2 中小企業振興融資制度については、合併時から、原則、松山市の制度に統一する。

ただし、合併までに生じた北条市及び中島町の中小企業振興資金融資に係る債権、債務については、合併後も引き継ぐ。

3 風早海まつり及びわんだ～ランド鹿島については、引き続き実施する。ただし、その実施の方法については、3市町の長が協議して別に定める。

4 松山市は、北条市中心市街地活性化基本計画を尊重し、北条市域の活性化に努める。

5 その他の事項については、原則、松山市の制度・方式に統一する。

シ 農林水産関係事業の取扱い

協定項目	農林水産関係事業の取扱い	所管専門部会名	産業部会	
調整の方向性	1 農林水産関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。			
	2 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は、合併後、新たな計画を策定するまでは、現行のとおりとする。			
	3 水田農業構造改革対策事業（生産調整対策）の基本的な仕組みは、合併までに統一した基準で調整を図ることとするが、各町が独自に実施している施策については、実情を考慮して調整を図る。			
	4 農業金融対策事業における合併までの借入分については、現行のまま新市に引き継ぐ。			
	5 農業公社については、合併時に統合できるよう調整する。			
	6 市町有林・部分林整備事業については、合併までに管理処分の統一に向け調整する。			
	ただし、上河内町区域の宝ノ川地区の町有林については、市有林の整備・保全方針を踏まえ、森林の育成に努める。また、現在栃木県と契約している分収造林契約（平成２７年度まで）は、現行のまま新市に引き継ぐ。			
	上河内中学校（旧小倉中学校及び旧鶴ヶ峰中学校）と上河内町（旧上河内村）との間で取り決めのあった元分収造林の収益の取扱いについては、学校の生徒により長年育てられてきた過去の経緯を踏まえ、収益の一部を上河内中学校へ還元するよう配慮する。			
7 農業集落排水施設の事業分担金については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、使用料の体系及び金額については、段階的に統一を図る。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応				
1 基礎データ				
	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
区域面積	3 1 2 . 1 6 k m ²	5 6 . 9 6 k m ²	4 7 . 7 2 k m ²	2 0 0 5 年農業センサス・農家人口，経営耕地面積は，販売農家の数値
総農家戸数	4 ， 9 5 0 戸	9 0 8 戸	8 4 0 戸	
農家人口	1 8 ， 2 8 4 人	3 ， 4 5 4 人	3 ， 2 2 2 人	
農業就業人口	7 ， 0 1 9 人	1 ， 2 2 0 人	1 ， 2 6 7 人	
経営耕地面積	7 ， 1 5 5 ha	1 ， 8 0 0 ha	1 ， 8 2 0 ha	

2 各種事業の実施状況（○は事業を実施しているもの，×は事業を実施していないもの）				
	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
農業振興地域整備計画の適正管理	○	○	○	合併後，速やかに調整する。
米政策大綱に基づく見直し事業 （水田農業構造改革対策事業）	○	○	○	宇都宮市を基準に調整する。
認定農業者の確保・育成事業	○	○	○	宇都宮市を基準に調整する。
農業金融対策事業	○	○	○	宇都宮市を基準に調整する。
園芸振興対策事業	○	○	○	宇都宮市を基準に調整する。
市町有林・部分林整備事業	○	○	×	現行のまま新市に引き継ぐ。
圃場整備事業(県営負担金)	○	○	○	宇都宮市を基準に調整する。
基盤整備促進事業(補助金)	○	×	×	宇都宮市を基準に調整する。
県単独土地改良事業(補助金)	○	×	○	宇都宮市を基準に調整する。
農地・水・環境保全向上対策	○	×	○	宇都宮市を基準に調整する。
市町単独土地改良事業	○	×	×	宇都宮市を基準に調整する。
農業集落排水施設				
維持管理	○	×	○	段階的に調整する。
分担金	○	×	○	現行のまま新市に引き継ぐ。
使用料等	○	×	○	段階的に調整する。

3 各種制度の状況				
	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
農業振興地域整備計画の適正管理				
計画策定見直し(法定管理) 見直し事務	15年4月	16年10月	15年4月	平成19年に新市計画策定
除外申請(一般管理) 受付	3回/年	3回/年	3回/年	
電算システム利用	○	×	×	G I S (地理情報システム) 化 へ統一
米政策改革大綱に基づく見直し 事務 (水田農業構造改革対策事業) ・地域水田農業推進協議会の設 置の有無	有	有	有	
農業金融対策事業				
利子補給率 (1) 農業近代化資金 (2) 農業経営基盤強化資金	・ 一般農業者 1.0%以内 ・ 認定農業者 1.5%以内 ・ その他 - 県と同率 (ただし、0.5%以内)	・ 一般農業者 × ・ 認定農業者 2.0%以内 ・ その他 - 県と同率 (ただし、2.25%以内)	・ 一般農業者 - ・ 認定農業者 1.5%以内 ・ その他 - 県と同率 (ただし、0.5%以内)	利子体系の統一 要綱等の見直しにより利子補 給率等の基準を統一
市町村単独事業の有無	有	無	有	

	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
農地流動化推進事業				
農業公社設置の有無	○	○	×	
実施事業該当の有無				
農地保有合理化事業	○	○	×	
利用権設定推進事業	○	○	×	
農作業受委託推進事業	○	○	×	
市町有林・部分林整備事業 管理处分方法 委託の有無	○	○	×	第三者機関である市有林 管理委員会等の活用
農業集落排水施設				
分担金 負担率	事業費の 5 % (戸数割 , 人数 割)	×	事業費の 5 % (戸数割)	新たな建設計画がないこ とから , 現行のままとす る。
前納報奨金	4 ~ 1 2 %		2 ~ 1 0 %	
施設管理 巡回管理 (保守点検)	2 週に 1 回専門業者へ委託	×	1 ~ 2 週に 1 回専門業者に 委託	
日常管理(スクリーン清掃等)	1 週に 1 回程度地元管理組 合へ委託		専門業者に委託	
使用料 (消費税込)	・世帯割 3 , 0 4 5 円 ・人数割 3 3 6 円	×	・世帯割 2 , 0 0 0 円 ・人数割 2 5 0 円	使用料体系 , 金額につい て , 段階的に統一する。

シ 農林水産関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 秋田市の例（平成17年 1 月11日合併 編入 1 市 2 町）

農林水産関係事業については，合併時に秋田市の制度に統一する。ただし，一部の事務事業については，現行どおりとするほか，必要に応じて経過措置を講ずるものとする。

イ 鹿児島市の例（平成16年11月 1 日合併 編入 1 市 5 町）

1 農林水産業関係事業については，合併時に一元化するものとする。ただし，実施方法が異なる事業については，平成 1 7 年度に一元化するものとする。

2 農村広場・コミュニティ施設の管理運営等については，現行どおりとする。

ス 建設関係事業の取扱い

協定項目	建設関係事業の取扱い	所管専門部会名	建設部会
調整の方向性	1 道路・橋りょう等の整備事業のうち，継続事業については，新市においても引き続き実施する。また，道路・橋りょう等の整備計画については，段階的に調整する。 2 道路・橋りょう等の維持管理・修繕のうち，緊急，応急的な修繕のあり方等については，合併までに方向付けを行い，新市に移行後，速やかに調整する。 3 道路用地（幅員 7 メートル未満の生活道路用地）については，寄付とする。ただし，既に説明会を実施しているもの等については，事業の継続性等を考慮し，協議した上で，買収で対応する路線を決定する。 4 新市の河川整備計画については，宇都宮市の計画を基に，速やかに策定する。 5 住宅資金の貸付制度については，宇都宮市の制度を基準に調整する。		
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応			
宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
道路等 ・路線数 5 , 5 2 5 路線 ・実延長 2 , 1 5 3 . 5 km ・橋りょう数 9 8 5 個	3 4 8 路線 2 1 2 . 6 4 km 1 4 2 個	8 5 8 路線 3 2 7 . 6 9 km 1 3 9 個	平成 1 8 年 3 月末
生活道路整備基準 ・原則 6 m 以上 ・道路幅員 7 m 未満の道路用地は寄付	・利用者が概ね 5 戸以上 ・延長 50m 以上 ・道路用地は，道路幅員に関係なく買収	・利用者が概ね 5 戸以上 ・延長 50m 以上 ・基本的に町民等の要望に基づき実施判断し，道路用地は道路幅員に関係なく買収	

宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
河川整備計画 ・河川整備計画検討中	・河川整備計画 無	河川整備計画 無	宇都宮市が策定した「宮の川づくり基本構想」を基に、新市移行後、1市2町の溢水被害状況等を勘案し、5年後を目途に、河川整備計画を策定する。
住宅事業 ・市営住宅の管理事業 ・管理戸数 3 , 5 5 3 戸 ・住宅基本計画 有 ・公営住宅ストック総合活用計画 有 ・住宅資金貸付事業 ・新規貸付件数 2 件 ・貸付残件数 9 9 3 件	・無 ・無 ・無 ・無	・無 ・無 ・無 ・勤労者住宅資金融資事業 ・新規貸付件数 0 件 ・貸付残件数 5 件	

ス 建設関係事業の取扱いについて

(1) 先進事例

ア 姫路市の例（平成 18 年 3 月 27 日合併 編入 1 市 2 町）

- 1 2 町の既認定道路については、すべて姫路市の市道として引き継ぐ。
- 2 新たな認定については、姫路市の制度に統一する。ただし、地域特性により一部については幅員 3 メートル以上とする。
- 3 道路の新設及び改良については、姫路市道路整備要綱の基準に統一するが、合併年度及びこれに続く 5 年度間は、用地に限り 2 町の基準を適用することができる。

イ 高松市(塩江町)の例（平成 17 年 9 月 26 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 建設関係事業については、高松市の制度に統一する。
- 2 塩江町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。
- 3 塩江町道路愛護会への補助については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおり実施する。
- 4 急傾斜地崩壊対策事業に係る塩江町地域での採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。
- 5 水防に係る塩江町住民への周知方法については、現行のとおりとする。
- 6 塩江町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との差が生じないように調整するものとする。

ウ 宮崎市の例（平成 18 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 道路改良事業については、事業継続中の路線は新市に移行後も事業を継続することとし、新規路線は新市に移行後、速やかに整備計画を策定するものとする。
- 2 佐土原町が管理している認定道路については、すべて新市に引き継ぐ。また、道路認定基準及び認定方針については、新市に移行するまでに宮崎市の方式を基本として調整を行うものとする。

〔住宅・建築行政事業〕

- 1 佐土原町が管理している公営住宅については、すべて新市に引き継ぐものとする。
- 2 公営住宅使用料等については、宮崎市の制度等に統一する。ただし、使用料の上昇がある場合には、段階的に負担調整措置を設けるものとする。
- 3 公営住宅駐車場使用料については、宮崎市の制度等を適用する。ただし、有料化にあたっては調整期間を設けるものとする。
- 4 公営住宅の整備については、新市に移行後、速やかに「住宅マスタープラン」及び「公営住宅ストック総合活用計画」を新たに策定し、適正な配置、老朽化した住宅の建替え、住戸の整備等について計画的な調整を図るものとする。

セ 都市計画関係事業の取扱い

協定項目	都市計画関係事業の取扱い	所管専門部会名	建設部会
調整の方向性	1 合併後、新市全域での区域区分（線引き）については、当面、現状を維持していくこととするが、都市計画決定の権限を有する県の次々期見直しまでに、新市全域で区域区分（線引き）を行い、新市が一体となった総合的なまちづくりを進める。 2 都市計画道路の整備については、継続事業は新市において引き続き実施するが、未着手路線の取扱いは、新市に移行後も当分の間現行どおりとして、段階的に調整する。 3 区画整理事業計画については、新市において全体計画を策定し、段階的に実施する。 4 区画整理事業の実施について、合併前に事業認可を受け実施中の事業については、土地区画整理法に基づいて実施していることから事務事業を現行のまま新市に引き継ぐ。		
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応			
宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
都市計画事業			
・都市計画区域指定 S 4 5 . 1 0 . 1	・都市計画区域指定（非線引き） H 1 0 . 6 . 1	・都市計画区域指定 S 4 5 . 1 0 . 1	
・用途地域指定(当初) S 4 7 . 3 . 1	H 1 5 . 4 . 1	S 4 7 . 3 . 1	
・都市計画マスタープラン策定 平成 1 2 年度	平成 1 3 年度	平成 9 年度	
・都市計画区域面積：A 3 1 , 2 1 6 ha	5 , 6 9 6 ha	4 , 7 7 2 ha	平成 1 8 年 3 月 3 1 日現在
・市街化区域面積：B 8 , 6 2 1 ha	-	5 7 8 ha	平成 1 8 年 3 月 3 1 日現在
・市街化区域の割合（B / A） 2 7 . 6 %	-	1 2 . 1 %	平成 1 8 年 3 月 3 1 日現在

宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
区画整理事業 ● 施行中 ・ 地区数 1 1 ・ 面積 7 2 1 . 1 ha ● 計画中 ・ 地区数 3 ・ 面積 1 0 2 . 9 ha 東部未着手地区（ 5 地区 4 4 . 2 ha ）は， 1 地区として取り扱う。	・ なし ・ 1 ・ 1 4 . 4 ha H18.6.16 事業認可	・ 1 ・ 5 9 . 2 ha ・ なし	平成 1 8 年 3 月 3 1 日現在

セ 都市計画関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 秋田市の例（平成17年1月11日合併 編入 1市2町）

都市計画の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、都市計画区域区分については、合併時は現行のとおりとし、合併後の新市において検討する。

イ 岡崎市の例（平成18年1月1日合併 編入 1市1町）

1 都市計画区域の指定は、合併時は両市町の現行のとおり存続する。

ただし、岡崎市都市計画マスタープラン見直し時に方針決定し、合併後10年以内を目途に額田地域の都市計画区域の指定を目指す。

2 都市計画審議会は、合併後も岡崎市の制度を存続する。

3 新市の都市計画マスタープランは、合併後の総合計画の見直し時に策定する。

4 区画整理事業は、合併後も岡崎市の制度を存続する。

ウ 姫路市の例（平成18年3月27日合併 編入 1市1町）

1 都市計画区域の指定については、合併時は現行どおりとし、平成20年度に予定されている都市計画区域の区域区分見直し時に、合併後の全市域を対象に検討を行う。

2 家島町の公営住宅の家賃については、合併年度及びこれに続く3年度間で段階的に調整を行う。ただし、日和山住宅及び小川住宅については、姫路市の制度に統一し応能応益家賃とする。

エ 長野市の例（平成17年1月1日合併 編入 1市1町3村）

1 都市計画マスタープランについては、豊野町の計画を尊重しながら、合併後に整合を図る。

2 豊野町の用途地域については、現行のとおりとし、合併後、必要に応じて見直す。

3 長野市の緑を豊かにする計画については、計画見直し時に区域拡大を含め修正する。

4 都市整備関係事業については、長野市の制度に統一する。

ただし、豊野町で現在施行中の土地区画整理事業における技術援助及び助成については、現行のとおりとする。

(2) 関係法令

○ 都市計画法（昭和43年法律第100号）

（区域区分）

第7条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

（1）～（2）略

2～3 略

ソ 水道関係事業の取扱い

協定項目	水道関係事業の取扱い		所管専門部会名	上下水道部会
調整の方向性	1 上河内町の簡易水道事業は，合併時に宇都宮市の水道事業に統合し，一の公営企業として運営する。 2 水道拡張事業計画は，合併後の財政状況等を踏まえながら，合併後３年以内に，原則として宇都宮市の制度を基準に新しい計画を策定する。 3 水道料金は，利用者の負担等を考慮し，水道料金等審議会で審議した後，合併後３～５年で段階的に調整する。 4 水道加入金は，宇都宮市の料金制度に統一する。			
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応				
区 分	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
1 簡易水道				
	なし	2 事業 他に，飲料水供給施設 1 事業あり	なし	簡易水道：計画給水人口が 5,000 人以下の水道
2 水道拡張事業計画				
・計画期間	H 6 ～ 3 2 年	現行は簡易水道事業のみ	宇都宮市の計画に含まれる	
・計画給水人口	490,500 人			
・総事業費	447 億円			
・計画終了後の水道普及率	100%			
3 水道料金				
・口径・用途別	口径別	口径別	宇都宮市と同じ	口座振替の場合，毎月納付可能
・口径 13mm料金 (月 20m ³)	2,745 円	3,180 円		
・口径 20mm料金 (月 20m ³)	3,197 円	3,570 円		
・徴収月	隔月 (毎月)	隔月		

区 分	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
4 水道加入金				
水道加入金額（税込み）			宇都宮市と同じ	
・13mm	52,500 円	60,000 円		
・20mm	118,650 円	120,000 円		
・25mm	262,500 円	195,000 円		
・30mm	409,500 円	325,000 円		
・40mm	798,000 円	585,000 円		
・50mm	1,438,500 円	910,000 円		
・75mm	3,885,000 円			
・100mm	8,085,500 円			
・150mm	21,000,000 円			
・200mm	管理者の定める額			

ソ 水道関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 秋田市の例（平成17年 1 月11日合併 編入 1 市 2 町）

- 1 水道事業については、合併時に秋田市の制度に統一し、雄和町の上水道および 2 町の簡易水道事業は、秋田市が引き継ぐものとする。ただし、2 町の簡易水道事業は、合併日をもって地方公営企業法を適用する。
- 2 雄和町の小規模水道は、雄和町の制度を秋田市が引き継ぐものとする。
- 3 水道料金については、合併後に新市の料金を算定し、平成 1 8 年度から新水道料金に統一する。なお、合併年度および合併翌年度は、1 市 2 町それぞれの条例の例によるものとする。

イ 岐阜市の例（平成18年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 水道事業は、一の公営企業として運営するものとする。
- 2 水道料金及び給水装置新設加入金については、当面現行のとおりとし、統一に向け調整を図るものとする。また、配水管工事負担金については、岐阜市の制度に統一するものとする。

ウ 鹿児島市の例（平成16年11月 1 日合併 編入 1 市 5 町）

- 1 5 町で運営している簡易水道事業については、鹿児島市の上水道事業に統合するものとする。水道料金、給水負担金、審査手数料等は、鹿児島市の制度に統合し、鹿児島市にない制度は廃止するものとする。ただし、平成 1 6 年度に限り上水道事業と簡易水道事業を併存させ、水道料金、給水負担金、審査手数料等は現行どおりとする。

また、水道料金については、制度の統合により負担が増加する使用者に対し、平成 1 7 年度から平成 1 9 年度までの間に限り段階的調整を行うものとする。

- 2 郡山町が実施している簡易水道組合等助成事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 喜入町で運営している工業用水道事業については、現行どおりとする。

(2) 関係法令

- 地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）

（この法律の適用を受ける企業の範囲）

第 2 条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

（ 1 ） 水道事業（簡易水道事業を除く。）

（ 2 ） 工業用水道事業

- (3) 軌道事業
- (4) 自動車運送事業
- (5) 鉄道事業
- (6) 電気事業
- (7) ガス事業
- 2 ～ 3 略

タ 下水道関係事業の取扱い

協定項目	下水道関係事業の取扱い		所管専門部会名	上下水道部会
調整の方向性	1 下水道事業は、合併時に地方公営企業法を全部適用している宇都宮市の下水道事業に統合し、一の公営企業として運営する。			
	2 下水道全体計画は、合併後の財政状況等を踏まえながら、合併後３年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に全体計画の見直しをする。			
	3 下水道事業認可は、現在の認可区域をそのまま引き継ぐ。			
	4 公共下水道の整備は、当分の間現行どおりとし、合併後３年以内に現行の整備計画を段階的に調整しながら、新市の整備計画を策定する。			
	5 下水道使用料は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後３～５年で段階的に調整する。			
	6 下水道受益者負担金・分担金については、宇都宮市の料金制度に統一する。ただし、上河内町及び河内町が定める現在の認可区域の単位負担金額は現行どおりとする。			
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応				
区 分	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
1 地方公営企業法の適用				
・法適用	全部適用	非適用	非適用	
・会計区分	企業会計	特別会計	特別会計	
2 下水道全体計画				
・計画面積	8,978 ha	355 ha	728 ha	
・計画人口	461,400 人	8,500 人	38,600 人	
3 下水道事業認可				
・認可面積	8,825.0 ha	148.0 ha	423.7 ha	
・処理人口	414,560 人	4,120 人	26,430 人	
4 公共下水道の整備				H 1 7 年度決算ベース
・認可面積	8,825.0 ha	148.0 ha	423.7 ha	新市における整備率
・整備率	93.8%	48.6%	43.3%	90.7%

区 分	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
5 下水道使用料				
・使用料（税込み）				口座振替の場合，毎月納付 可能
月 10m ³	1,155 円	1,050 円	945 円	
月 20m ³	2,572 円	2,100 円	2,047 円	
月 30m ³	4,252 円	3,255 円	3,307 円	
・徴収月	隔月（ 毎月 ）	隔月	隔月	
6 下水道受益者負担金・ 分担金				
・負担金	82 ～ 297 円/m ²	300 円/m ²	300 円/m ²	
・分担金	264 ～ 328 円/m ²	300 円/m ²	30 万円/件	

タ 下水道関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 秋田市の例（平成17年 1 月11日合併 編入 1 市 2 町）

下水道事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、下水道の使用料、受益者負担金および分担金については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 使用料については、合併後に新市の使用料を算定し、平成 1 8 年度から新使用料に統一する。なお、合併年度および合併翌年度は、1 市 2 町それぞれの条例の例によるものとする。
- 2 受益者負担金および分担金については、平成 1 8 年度から秋田市の負担金の額および分担金の額に統一する。なお、合併年度および合併翌年度は、1 市 2 町それぞれの条例の例によるものとする。

イ 岐阜市の例（平成18年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 下水道事業は、一の公営企業として運営するものとする。
- 2 下水道使用料については、当面現行のとおりとし、統一に向け調整を図るものとする。
- 3 下水道の建設費用に充てるため徴収する受益者負担金については、現行単価とする。

ウ 岡山市の例（平成 17 年 3 月 22 日合併 編入 1 市 2 町）

- 1 公共下水道料金については、合併後当分の間は現行のとおりとし、次の料金見直し時に料金を統一する。
- 2 公共下水道の整備については、これまでの各市町の事業計画に基づき、計画的に事業を推進する。